

在日米軍の再編と再編交付金についてお知らせします

本町では、岩国基地の再編に伴う騒音被害等の負担を軽減するため、今年度から再編交付金を活用した事業に取り組んでおり、1月号から岩国飛行場の再編とこれに伴う再編交付金について、お知らせしています。今月号は再編交付金の対象となる事業についてお知らせします。

住民に対する広報に関する事業

○米軍再編広報事業

広報車等の整備、広報パンフレット作成、説明会開催およびこれに類する事業

○行政活動広報事業

各種行政情報のオンライン提供およびこれに類する事業

国民の保護のための措置に関する事業

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第47条第2項の規定による有関連情報に係るJ・ALERTの整備、同法第99条の規定による緊急通報システムの整備、国民保護計画の策定に関する調査研究（避難誘導のシ

ミュレーション等）、国民保護訓練の実施、住民用防毒マスクの整備、市町村の医療機関における特殊医薬品の調達・備蓄倉庫等の整備およびこれに類する事業

防災に関する事業

○地域防災事業

有線ラジオ放送、無線施設、サイレン警報施設、防火水槽、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車、パトロール車、食糧備蓄倉庫等の整備、防災パトロール、防災教育啓発、防災訓練およびこれに類する事業

住民の生活の安全の向上に関する事業

○生活安全事業

緊急通報システム、防犯カメラ

の設置、パトロール車の整備、防犯パトロール、防犯教育啓発およびこれに類する事業

情報通信の高度化に関する事業

○行政の情報化推進事業

住民・事業者からの申請、照会の受付、公文書の発給等のインターネットの利用または専用端末の設置によるオンライン化、行政機関内部の情報通信ネットワークの整備およびこれに類する事業

○高度情報通信ネットワーク形成事業

光ファイバー網の整備、高度情報通信ネットワーク形成に関する調査研究およびこれに類する事業

